交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和五十八年政令第百四号)(附則第三項関係)	交通安全対策特別交付金	\bigcirc
補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)(附則第二項関係)	地方公務員災害補償法施行令	\bigcirc
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)(本則関係)1	消防法施行令(昭和三十	\bigcirc
消防法施行令の一部を改正する政令・新旧対照条文 目次	消防法施行令の一部を	

三 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第一条に規定する奄美群島の区域 定する離島振興対策実施地域 定する離島振興対策実施地域 に 1 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規	第四十四条 救急隊(次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。)は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。 2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において「実施計画」という。 一	(救急隊の編成及び装備の基準) 改 正 案	
	第四十四条 救急隊(次条第一項に定めるものを除く	(救急隊の編成及び装備の基準) 行	

条第一項に規定する過疎地域四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二四

に規定する離島の区域 一 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号

フ付がされましなければなっない。3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、そ

|_ の内容を公表しなければならない。

消防吏員をもつて充てなければ ならない。 5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し

者として総務省令で定める者 対急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する

律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の (消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員

を修了した者となりな講習で総務省令で定めるものの課程という。

職を占める職員に限る。

をもつて充てなければならない。

2 前項の救急自動車及び

航空機には、傷病

者を搬送する

に適した設備をする

とともに、救

消防職員をもつて充てるようにしなければならない。
3 第一項 の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する

救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し

者として総務省令で定める者 一 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する

ればならない。
の教急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなけの教急隊は、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長第四十四条の二 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第

ければならない。もに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けな2.前項の航空機には、傷病者の搬送..に適した設備を設けるとと

職員をもつて充てなければ ならない。 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の

た者 という という とう とう とう とう とう とう とう とう が 多業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し

者として総務省令で定める者 一 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する

の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなけの要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長第四十四条の二 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第

ければならない。もに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けな2.前項の航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をする「とと

ればならない。

職員をもつて充てるようにしなければならない。 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了し

者として総務省令で定める者 一 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する

0 ◎ 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)【附則第二項関係】

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

警察官以外	警 察 官	職員の区分	
、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で	三 2 号も 2 6 4 7 6 7 6	犯人の捜し	正 案 では、 でに掲げる事項に係る災害な では、 でに掲げる事項に係る災害な ででに掲げる事項に係る災害な ででに掲げる事項に係る災害な ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は ででである職員は
警察官以外	警 察 官	職員の区分	(特殊公務に従事する職 第二条の三 法第四十六条 、消防吏員 (消防団員な 、消防吏員 (消防団員な 、消防吏員 (消防団員な 第一項第一号から第三品 第一項第一号から第三品 第一項第一号から第三品 第一項第一号から第三品 第一項第一号から第三品 第一項第一号から第三品 がう。)とする。
外		分	′ 凶 六 す 事 号 策 〜 法 に
外 、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職 犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で	三 なられ な 6 お 7 に 収 名 お の 表 名 で き れ か ら に 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他 四 犯罪の制止	二 犯罪の捜	(特殊公務に従事する職員の特例) 現立ている。 現立ている。 現立ている。 現立ている。 現立ている。 現立でに掲げる事項に係る災害応急対策に職員のとののでに対して「災害応急対策に職員」とののののでは事する職員(次項において「災害応急対策従事職員」とののののでは事する職員の特例) は第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員によりのでである職員の区分に応じ、当該 一様の区分に応じ、当該 下欄に掲げる職員の区分に応じ、当該 下欄に掲げる職員のとうに応じ、当該 下欄に掲げる職員のとうに応じ、当該 下欄に掲げる職員のとうに応じ、当該 下欄に掲げる職員のとうに応じ、当該 下欄に掲げる職員は、警察職員 で定める職員は、警察職員 で定める職員は、警察職員 で定める職員のとうに応じ、当該 下欄に掲げる職務とする。

(の防御	策従事職員
7 天災等の発生時における人命の救助その他の被害	災害応急対
の執行	
に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状	
三麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤	
, に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は	
二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤	
に関する犯罪の捜査	
一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤	
の防御	
₇ 天災等の発生時における人命の救助その他の被害	生 牧 急
被害の防御	て消防医量
二 天災等の発生時における人命の救助その他の	が当方団員
7 一 火災の鎮圧	肖方吏員
行うもの	
 務に従事する場合において当該警察官と協同して	の警察職員

務に従事する場合において当該警察官と協同して

行うもの

該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級 のにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係る に規定する傷病等級をいう。以下同じ。)に該当する障害に係るも (法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。) に (法第二十八条の二第一項第二号 第一級の障害等級 (傷病補 3 ものにあつては百分の四十五、 償年金のうち、 該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級 に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)とする。 のにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係る に規定する傷病等級をいう。以下同じ。)に該当する障害に係るも (法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。) に 法第四十六条に規定する政令で定める率は、 新設) 防吏員 **伙事職員** 楽取締員 舌応急対 の防禦 三 天災等の発生時における人命の救助その 第一級の傷病等級 (新設) の執行 護送 に関する犯罪に係る勾引状、 被害の防禦 に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は に関する犯罪の捜査 麻薬、 麻薬、 麻薬、 天災等の発生時における人命の救助その 火災の鎮圧 向精神薬、 向精神薬、 向精神薬、 障害補償のうち、 (法第二十八条の二第一 大麻、 大麻、 大麻、 あへ あ あ 勾留状又は収容状 百分の五十 ん又は覚せ ん又は覚せ ん又は覚せ 第一級の障害等級 他 \mathcal{O} 項第二号 被害 他 V (傷病補 1 1 剤 剤 剤 \mathcal{O}

3

法第四十六条に規定する政令で定める率は、

百分の五十

償年金のうち、

第

一級の傷病等級

ものにあつては百分の四十五、

障害補償のうち、

に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)とする。

◎ 交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和五十八年政令第百四号)

傍線部分は改正部分)

にあつては、当該補助に係る費用を除く。)とする。	るものは、次に掲げる費用(当該費用につき国の補助を受けた場合	定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定め	第一条 道路交通法(以下「法」という。) 附則第十六条第一項に規	(法附則第十六条第一項の政令で定める費用)	改正案
にあつては、当該補助に係る費用を除く。)とする。	るものは、次に掲げる費用(当該費用につき国の補助を受けた場合	定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定め	第一条 道路交通法 (以下「法」という。) 附則第十六条第一項に規	(法附則第十六条第一項の政令で定める費用)	現

じ。)による次に掲げる施設の設置に要する費用の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同の権限の表により道公安委員会

ィ 信号機、道路標識又は道路標示

規定する交通管制センターをいう。)
法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号ロに
ロ 交通管制センター(交通安全施設等整備事業の推進に関する

て同じ。)に係るものに要する費用(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路を除く。)で総務大臣が関係行政機関の長第一項に規定する道路を除く。)で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条においる道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路(道路法第二条第一項に規定する道路のでは、)に係るものに要する費用

イ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)

歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅いロー歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車

じ。)による次に掲げる施設の設置に要する費用の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同都道府県公安委員会(法第百十四条の規定により道公安委員会

イ 信号機、道路標識又は道路標示

規定する交通管制センターをいう。)
法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号ロに
立 交通管制センター(交通安全施設等整備事業の推進に関する

イ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。

歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅いロー歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車

設、 安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、 るために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供 動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保す 供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道 若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施 用に供することを目的とする道路の部分、 る車線 速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とす 自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自 道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に (登坂車線を含む。)、中央帯、主として車両の停車 待避所、 緊急に交通 路肩の改良 \mathcal{O} \mathcal{O}

- 幅により設けられる施設又は交通島ハー交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡
- 角の改良により設けられる施設の交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差に道路が鉄道(新設軌道を含む。)と交差する場合におけるそ
- 安全な交通を確保するためのものいう。)、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、歩行者を確認するための鏡(第六号において「道路反射鏡」と歩道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくはホ 道路標識、柵 、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しく
- 項及び第二項の救急自動車の設置に要する費用三消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第一
- 五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用する費用 する費用 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要

- 動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保す 供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道 設、 若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施 用に供することを目的とする道路の部分、 する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、 るために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供 る車線 速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とす 安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの 自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自 道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に (登坂車線を含む。)、中央帯、主として車両の停車の 待避所、 緊急に交通 路肩の改良
- 幅により設けられる施設又は交通島へ交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡
- 角の改良により設けられる施設の交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差に道路が鉄道(新設軌道を含む。)と交差する場合におけるそ
- 安全な交通を確保するためのものいう。)、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、歩行者を確認するための鏡(第六号において「道路反射鏡」とは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくはホ 道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しく
- 項____の救急自動車の設置に要する費用 三 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第一
- する費用
 四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要
- 五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

る道路に係るものに要する費用 一 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理す

る道路に係るものに要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理す